

当座勘定規定

愛知県医師信用組合

第1条(当座勘定への受入れ)

1. 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という）も受け入れます。
2. 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。
3. 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませて下さい。
4. 手形、小切手を受け入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取り扱います。
5. 証券類の取立のため特に費用を要する場合には、その取立手数料をいただきます。

第2条(証券類の受入れ)

1. 証券類を受け入れた場合には、当店で取り立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。
2. 当店を支払場所とする証券類を受け入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。

第3条(本人振込)

1. 他の金融機関を通じて当座勘定に振込があった場合には、当組合で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込については、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。
2. 当座勘定への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取り消します。

第4条(第三者振込)

1. 第三者が当店で当座勘定に振込をした場合に、その受入れが証券類によるときは、第2条と同様に取扱います。
2. 第三者が他の金融機関を通じて当座勘定に振込をした場合には、第3条と同様に取扱います。

第5条(受入証券類の不渡り)

1. 前3条によって証券類による受入れまたは振込がなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引き落とし、本人からの請求がありしだいその証券類は返却します。ただし、第4条の場合の不渡証券類は振込をした第三者に返却するものとし、第4条第1項の場合には、本人を通じて返却することもできます。
2. 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

第6条(手形、小切手の金額の取扱い)

手形、小切手を受入れまたは支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取り扱います。

第7条(手形、小切手の支払)

1. 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。
2. 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用して下さい。

第8条(手形、小切手用紙)

1. 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振り出す場合には、当組合が交付した用紙を使

用して下さい。

2. 当組合を支払場所とする為替手形を引き受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認して下さい。
3. 前各号以外の手形又は小切手については、当組合はその支払をしません。
4. 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。

第9条(支払の範囲)

1. 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金を超える場合には、当組合はその支払義務を負いません。
2. 呈示された手形小切手は、呈示日の16時まで当座勘定に受け入れまたは振り込まれた支払資金により支払います。
なお、16時以降に入金した支払資金を支払に充当したとしても当組合は責任を負わないものとします。
3. 手形、小切手の金額の一部支払はしません。

第10条(支払の選択)

同日に数通の手形、小切手等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金を超えるときは、そのいずれを支払うかは当組合の任意とします。

第11条(過振り)

1. 第9条第1項にかかわらず、当組合の裁量により支払資金を超えて手形、小切手等の支払をした場合には、当組合からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払って下さい。
2. 前項の不足金に対する損害金の割合は年14%(年365日の日割計算)とし、当組合所定の方法によって計算します。
3. 第1項により当組合が支払をした後に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金は、前第1項の不足金に充当します。
4. 第1項による不足金、および第2項による損害金の支払がない場合には、当組合は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができます。
5. 第1項による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受入れまたは振込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。

第12条(手数料等の引落し)

1. 当組合が受け取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引き落すことができるものとします。
2. 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当組合所定の手続をして下さい。

第13条(支払保証に代わる取扱い)

小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当組合は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引き落します。

第14条(印鑑等の届出)

1. 当座勘定の取引に使用する印鑑は、当組合所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届け出て下さい。
2. 代理人により取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑を前項と同様に届け出て下さい。

第15条(届出事項の変更)

1. 手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届け出て下さい。この届出の前に生じた損害については、当組合に過失がある場合を除き、当組合は責任を負いません。
2. 第1項による届出事項の変更がなかったために、当組合からの通知または送付する書類等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第16条(成年後見人等の届出)

1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。
3. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前第1項および第2項と同様に当店に届出てください。
4. 前各号の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届出てください。
5. 前各号の届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第17条(印鑑照合等)

1. 手形、小切手または諸届書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、その手形、小切手、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
2. 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取り扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、第1項と同様とします。
3. この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。

第18条(振出日、受取人記載もれの手形、小切手)

1. 手形、小切手を振出または為替手形を引き受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、そのつど連絡することなく支払うことができます。
2. 前項の取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第19条(線引小切手の取扱い)

1. 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつがあるときは、その持参人に支払うことができます。
2. 前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当組合はその責任を負いません。また、当組合が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。

第20条(自己取引手形等の取扱い)

1. 手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続を必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行うことなく、支払いをすることができます。
2. 前項の取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第21条(利 息)

当座預金には利息をつけません。

第22条(残高の報告)

当座勘定の受払または残高の照会があった場合には、当組合所定の方法により報告します。

第23条(譲渡、質入れの禁止)

この預金は、譲渡または質入れすることはできません。

第24条(取引の制限等)

1. 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料

の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

2. 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
3. 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。
4. 3年以上利用のない預金口座は、取引の一部を制限する場合があります。
5. 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出のものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合には、取引の一部を制限することができるものとします。

第25条(解約等)

1. この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当組合に対する解約の通知は書面によるものとします。
2. 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当組合が取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知することによりこの当座勘定を解約することができるものとします。
 - (1) 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - (2) 本人が、次のいずれかに該当することが判明した場合
 - ①暴力団
 - ②暴力団員
 - ③暴力団準構成員
 - ④暴力団関係企業
 - ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団
 - ⑥その他前各号に準ずる者
 - (3) 預金者が、次のいずれかに該当することが判明した場合
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなど関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (4) 本人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
 - (5) この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、または

そのおそれがあると合理的に認められる場合

(6) 預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

3. 当組合が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着または到達なかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
4. 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当組合が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。

第26条 (通知等)

届出のあった住所、氏名にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到着したものとみなします。

第27条 (反社会勢力との取引謝絶)

前記第23条2.(2)～(4)の各号の一にでも該当すると当組合が判断する場合、取引をお断りするものとします。

第28条 (取引終了後の処理)

1. この取引の終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手または引受けられた為替手形であっても、当組合はその支払義務を負いません。
2. 前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了して下さい。

第29条 (手形交換所規則による取扱い)

1. この取引については、この規定の各条項のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。
2. 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第7条第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。
3. 第2項の取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第30条 (個人情報センターへの登録)

個人取引の場合において、次の各号の事由が1つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに5年間(ただし、第3項の事由の場合のみ6か月間)登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。

1. 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。
2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
3. 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。

第31条 (規定の変更)

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

小切手用法

第1条

この小切手用紙は、当店における貴方名義の当座勘定に限り使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないで下さい。

第2条

小切手の振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知下さい。

第3条

小切手の振出しにあたっては、金額、振出日などを明確に記入し、記名なつ印に際しては、届出印を使用して下さい。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用して下さい。

第4条

1. 金額は所定の金額欄に記入してください。
2. 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「〒」を、その終りには※、★などの終止符合を印字してください。なお、文字による複記はしないで下さい。
3. 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壱、弐、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入して下さい。

第5条

金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所に届出印をなつ印して下さい。

第6条

小切手用紙の下辺余白部分は使用しないで下さい。

第7条

小切手用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当組合所定の用紙により直ちに届け出て下さい。

第8条

小切手用紙は、当組合所定の受取書に記名なつ印（届出印）のうえ請求して下さい。

第9条

自署だけによる取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけを記入して下さい。

以 上

約束手形用法

第1条

この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定に限り使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないで下さい。

第2条

手形の振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、届出印を使用して下さい。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用して下さい。

第3条

振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入して下さい。

第4条

1. 金額は所定の金額欄に記入して下さい。
2. 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符合を印字してください。なお、文字による複記はしないで下さい。
3. 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壱、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入して下さい。

第5条

金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所に届け印をなつ印して下さい。

第6条

手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺などの余白部分は使用しないで下さい。

第7条

手形用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当組合所定の用紙により直ちに届け出て下さい。

第8条

手形用紙は、当組合所定の受取書に記名なつ印（届出印）のうえ請求して下さい。

第9条

自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけを記入して下さい。

以 上